

## 2025年度こげら会 処遇改善加算等による賃金改善内容

2025年度こげら会は、介護給付費の処遇改善加算等を原資として、下記の内容で職員の処遇改善を行います。

### 1.登録ヘルパー

- ①基本給(時給)を2024年3月末日の金額から75円引き上げ。(2024年4月より継続実施)
- ②月間稼働時間に応じて稼働時間手当を支給。(以前より継続実施)
- ③一時金を7、12、3月に支給。(月平均稼働87時間以上のヘルパーが対象)(以前より継続実施)
- ④介護福祉士有資格者の行動援護基本給(時給)を100円引き上げ。(2025年4月より実施)
- ⑤介護福祉士資格取得促進を目的とし、実務者研修の受講料・教材費の1/2を負担する。  
但し上限額を5万円とする。(月平均稼働87時間以上のヘルパーが対象)(2025年4月より実施)
- ⑥障害福祉人材確保・職場環境改善等事業により、一時金を支給。(2025年7月頃、詳細別途)

### 2.常勤職員

- ①基本給(月給)を2023年3月末日の金額から19000円引き上げ。(時短勤務者は3/4支給)  
(2024年4月より継続実施)
- ②期末一時金を3月に支給。(以前より継続実施)
- ③介護福祉士手当月額を3000円から5000円に引き上げ。(2025年4月より)
- ④障害福祉人材確保・職場環境改善等事業により、一時金を支給。(2025年7月頃、詳細別途)

以上